

問 食育基本法について

第162回国会での食育基本法が成立し、小泉首相は国民運動として展開していくと述べられました。この7月15日に施行されました食育は、生きる上での基本であり、知育、徳育、体育の基礎ともなり、最も重要なものであります。質問ですが、町長はどのように取り組まれますか、所感を求めます。

答 宗宮孝生町長

食育基本法についての御質問でございますが、これは現在は国レベルのお話であろうと思っておりますが、先ほど伊藤議員からも御質問ございましたように、安全・安心農業といったものことから、今後はしっかりと踏まえて取り組んでまいりたいと思っております。食育は生きる上での基本でありまして、知育、徳育、体育の基礎となるべきもので、さまざまな経験を通じ、食に関する知識、食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができるよう人間を育てることが大切ではなからうかと思っております。現在は、本町の健康増進課において各種栄養教室等、事あるごとに進めておりますが、福祉課では幼児園、あるいは保育園も同じような食育に関して取り組みを行っ

ております。

問 揖斐川町プールについて

揖斐川町体育施設管理規則、揖斐川プールについてですが、平成13年6月の国民の祝日に関する一部改正により、平成15年から海の日は7月の第3月曜日に改められました。ちなみに、平成17年の海の日は7月18日に、また平成18年は7月17日となります。揖斐川のプールの開場期間は6月20日から9月10日までです。また、休場日は6月10日から7月20日及び9月1日から9月10日までの土曜日・日曜日を除く日と規定されております。従いまして、子供たちが夏休みを迎える前週、月曜日の海の日は休場となりました。大変多くの住民より、暑い夏の使用できる施設、プールになぜ入場ができないのか、来年度、18年の7月17日も同じ休場となりますが、町長はどう考えられてみえますか。2点目に、施設管理規則の休場日に「海の日の祝日を除く日」と改正するお考えはないでしょうか。

3点目に、海の日に親子水泳教室を開催されるお考えはないでしょうか。町長のお考えを伺います。

答 宗宮孝生町長

特に揖斐川プールの開場期間といたったものでございますが、この開場は、今議員お話しのとおり6月20日から9月10日までとし、休場日として6月20日から7月20日及び9月1日から9月10日の土・日曜日を除く日となっております。これに従いまして、担当課は監視員の配置体制等の準備を進め、プールの営業をいたしますが、御質問にあるように、子供たちがせっかくの夏休みを迎える直前の祝日に、また「海の日」という水遊びを連想する祝日にプールを休むということは、利用者の皆さんに多大な心配といえますか、迷惑をかけておるのではなからうかなということも思います。来年度以降は利用者の希望を踏まえ、海の日も開けるような検討を今後してまいりたいと思っております。

海の日の開場日とするための規則の改正につきましては御質問ですが、揖斐川町体育施設管理規則の第3条には「教育委員会が必要と認めた場合は、当該体育施設の開場期間もしくは時間を変更し、または臨時に開場及び休場することができ」という条項がございますので、規則の運用について検討をしてみたいと考えております。

現在、揖斐川プールでは水の安全や泳ぐ力の向上を目指して、幼児・

小学生の水泳教室を実施しております。親子水泳教室のような行事を実施することは、親子の触れ合い、揖斐川プールの利用促進等、有意義なことと考えますので、その日程、内容については今後検討をし、それ以外にも子供たちが楽しめる企画が用意できないかということを検討してまいりたいと考えております。

議会活動報告

9月

- 1日 第10回議会運営委員会
・ 請願等について
- 8日 第5回揖斐川町議会定例会
(第1日目)
- 8日 第2回決算特別委員会
・ 委員会付託事項について
- 9日 第6回総務文教常任委員会
・ 委員会付託事項について
- 12日 第5回健康福祉常任委員会
・ 委員会付託事項について
- 13日 第4回産業建設常任委員会
・ 委員会付託事項について
- 15日 第5回揖斐川町議会定例会
(第2日目)
- 16日 第5回揖斐川町議会定例会
(最終日)